

共済貯金
臨時積立

貸付・物資
繰上返済

任意継続
掛金

令和7年4月1日
から

共済組合への振込手数料が 振込人負担になります

共済組合への振込みについて、現在は、百五銀行の窓口で共済組合専用の振込依頼書を使用した場合に限り、振込手数料を受取人負担としていますが、**令和7年4月1日以降は、振込手数料を振込人負担とさせていただきます。**

組合員の皆さんには、ご負担をお掛けいたしますが、ご理解くださるようお願いいたします。

なお、手数料削減のため、振込依頼書を使用せず、ATM・インターネットバンキングから振り込んでいただくことも可能です。



振込先口座一覧

貯金の臨時積立

貯金・振込先口座

振込先 百五銀行 河芸支店
普通 387458
受取人 三重県市町村職員共済組合
(ミエケンシチョウソンシヨクイン
キョウサイクミアイ)

※臨時積立を行う際は、振込みと併せて「臨時積立申込書」の提出が必要です。

貸付・物資の繰上返済

貸付・振込先口座

振込先 百五銀行 河芸支店
普通 387461
受取人 三重県市町村職員共済組合
(ミエケンシチョウソンシヨクイン
キョウサイクミアイ)

物資・振込先口座

振込先 百五銀行 河芸支店
普通 387475
受取人 三重県市町村職員共済組合
(ミエケンシチョウソンシヨクイン
キョウサイクミアイ)

任意継続掛金の払込み

短期・振込先口座

振込先 百五銀行 河芸支店
普通 387398
受取人 三重県市町村職員共済組合
(ミエケンシチョウソンシヨクイン
キョウサイクミアイ)

※ 口座番号が、振込先ごとに異なりますのでご注意ください。

◆ 振込時の注意点 ◆

振込必要額から振込手数料を差し引いて振り込まないでください！

振込手数料を差し引いて振込みされた場合は、不足額を後で追加して振り込んでいただく必要があります。その際の振込手数料も、振込人負担になりますので、十分ご注意ください。

振込依頼人の名義は、必ず【組合員等記号・番号】と【フルネーム】を入力してください！

本人確認のため、振込依頼人名の前に必ず組合員等記号・番号を入力してください。

例 123-4567 キョウサイ タロウ

【組合員等記号・番号】とは

組合員証等に記載されている、記号3ケタ、番号1～5ケタのものです。なお、組合員証をお持ちでない場合は、スマートフォン等からマイナポータルにログインすると、「健康保険証」の「資格情報」からも記号・番号を確認できます。また、「資格情報のお知らせ」にも掲載があります。記号・番号がわからない場合は、お手数ですが所属所の共済組合事務担当課へお尋ねください。

組合員証

三重県市町村職員共済組合
組合員証
記号●●● 番号●●●●● 枝番00

マイナポータル

健康保険証
資格情報
記号
●●●
番号
●●●●●
枝番
00

「振込手数料は受取人負担」の表示がある振込依頼書は、令和7年4月1日以降は使用できませんので、お手数ですが破棄してください。

【お問い合わせ】

経理課貸付貯金係 ☎059-253-2705 (貯金・貸付・物資)
保険課資格調定係 ☎059-253-2703 (任意継続掛金)